

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 失業認定日の特例措置について



### 認定日の取扱いについて

原則として、**来所による失業認定**を行います。

ただし、本人又は本人と同居の家族が「高齡（概ね60歳以上）であること」「基礎疾患を有すること等」「妊娠中であること」を理由に感染予防等の観点から来所を控えたい旨の申出があった場合には、例外的に「郵送での証明認定」を行うことができますので、管轄のハローワークまでお問い合わせください。

※失業給付に係る郵送の取扱は、失業認定等の手続きに限りますので、本人確認が伴う受給資格決定などは、本取扱の対象とはなりません。管轄ハローワークの雇用保険相談窓口で相談していただきますよう、よろしくお願いいたします。

